



2021年6月25日

各 位

上場会社名 株式会社 大 運  
代表者名 代表取締役社長 岩崎 雅信  
(コード番号 9363 )  
問合せ先責任者 管理部課長 谷本 祐二  
(TEL. 06-6120-2001 )

### 監査等委員会設置会社への移行に伴う 「内部統制システム構築の基本方針」の一部改定に関するお知らせ

当社は、2021年6月25日開催の第101期定時株主総会の承認に基づき、監査等委員会設置会社に移行いたしました。これに伴い、2021年6月25日開催の取締役会において、「内部統制システム構築の基本方針」の一部改定を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。(変更箇所は下線で示しております)

#### 記

当社は会社法及び会社法施行規則並びに金融商品取引法に基づき、以下のとおり、当社の業務の適正を確保するための体制を整備する。

- 1 取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ・ 取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合し、かつ企業倫理の遵守および社会的責任を果たすため、社長直属の内部監査室を設け、管理部がコンプライアンス体制の構築、維持・整備にあたりるとともに、全役職員に周知徹底させる。
  - ・ 内部監査室は、コンプライアンス体制の調査、法令及び定款上の問題の有無を調査し、取締役会及び監査等委員会に報告する。
  - ・ 取締役会は、定期的にコンプライアンス体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。
  - ・ 監査等委員会は、この内部統制システムの有効性と機能を監査し、課題の早期発見と是正に努める。
- 2 取締役（監査等委員である取締役を除く）の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - ・ 取締役（監査等委員である取締役を除く）の職務の執行に係る重要な情報については、文書に記録し、適切に管理・保存する。
  - ・ 取締役（監査等委員である取締役を除く）及び監査等委員である取締役または必要な関係者からの閲覧の要請があるときは、これを閲覧に供する。
- 3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・ 当社の事業運営に重大な影響を及ぼす可能性のあるリスクを把握し、その評価を行い、これを事業運営に活かす仕組みを整備する。
  - ・ 各部門の長は担当の業務内容を整理し、内在するリスクを把握、分析、評価し、適切な対策を実施するとともに定期的に見直しを行う。
  - ・ 事業運営に重大な影響を及ぼす事態が発生した場合に備え、予め必要な対応方針を整備し、損失を最小限にとどめるために必要な対応を行う。
- 4 取締役（監査等委員である取締役を除く）の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・ 当社は定例の取締役会を開催し、重要事項の決定及び取締役（監査等委員である取締役を除く）の業務執行状況の監督等を行う。また取締役会の機能をより強化し経営効率の向上させるため、社内取締役（監査等委員である取締役を除く）及び各部門長によって構成する部店長会議を毎月開催し、業務執行に関する基本事項及び重要事項を決定し、慎重な意思決定を行う体制を整備する。
- 5 監査等委員である取締役の職務を補助すべき使用人等に関する事項及び当該使用人等の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項
- ・ 監査等委員である取締役がその職務を補助すべき使用人等を置くことを求めた場合、取締役会は監査等委員である取締役と協議のうえ、監査等委員である取締役を補助すべき使用人等として指名することができる。監査等委員である取締役が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人等への指揮権は監査等委員である取締役に移譲されたものとし、取締役（監査等委員である取締役を除く）の指揮命令は受けないものとする。
  - ・ 監査等委員である取締役を補助すべき使用人等の人事異動、人事評価、懲戒に関しては、監査等委員会の事前の同意を得るものとする。
- 6 取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人が監査等委員である取締役に報告するための体制そのたの監査等委員である取締役への報告に関する体制
- 監査等委員である取締役は取締役会のほか、重要な会議に出席し、または稟議書等の重要書類を閲覧する。
- 必要に応じ取締役（監査等委員である取締役を除く）、執行役員、その他使用人から業務の執行の状況を聴取する。
- また内部監査室から、会社の業務の執行状況についての内部監査、コンプライアンス状況等についての報告を受ける。
- 7 その他監査等委員である取締役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 取締役（監査等委員である取締役を除く）、執行役員、その他使用人とのヒアリングを行う。また会計監査人、顧問弁護士との連携を図る。
- 8 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制
- 当社は、財務報告の信頼性と適正性を確保するため、金融商品取引法の定めに従い有効かつ正当な評価ができるよう内部統制システムを構築し、適切な運用に努める。
- 9 反社会的勢力排除に向けた体制
- 市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、一切の関係をもたない。
- また、反社会的勢力からの不当な要求に対しては、毅然とした態度で対応する。